

問 新規就労控除を適用されていた者がその適用期間中に入院し、退院後に再就労した場合等の新規就労控除の扱いはどのようにしたらよいか。

答

一 新規就労控除の趣旨  
まず、新規就労控除の趣旨について説明します。

中学校・高等学校等を卒業した者が新たに就職する場合には、就職時の臨時的な需要（洋服類、履物等）に対しては就職支度費をもって対応することとなりますが、就職後においても職場に適應するまでの間身の回り品の確保等特別の需要があることから、これに対応するとともに、中学校・高等学校等を卒業後も世帯に残って家計を助けて働いている者の勤労意欲を助長して、その自立を図るため、新規就労控除を適用するものです。

なお、入院その他やむを得ない事情により長期間（おおむね三年以上）就労できなかつたものが就労する場合にも同様の事情を申ししゃくし、新規就労控除が適用されます。

二 対象者及び認定期間

新規就労控除の対象者及び認定期間は、局長通達第7の3のアから次のようになります。

(一) 対象者

ア 中学校等を卒業後継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費

を必要とする者

イ 入院その他やむを得ない事情のためおおむね三年以上の間職業に従事することができなかつた後継続性のある職業に従事し、収入を得るために特別の経費を必要とする者

(二) 認定期間

はじめて継続性のある職業についた月（当該新規就労に伴う収入を翌月から認定することとするときは当該初回認定月）から六カ月間。

三(一) と(二)で、ご質問のように新規就



労控除適用中の者が六カ月の控除認定期間中に入院その他やむを得ない事情により一旦就労が途絶え、退院後等に再び就労し稼働収入を得るようになった場合についてですが、入院等やむを得ない事情によって一定期間収入が途絶えた場合に六カ月までの当該控除の適用を行わないとすれば、新規就労に伴う特別需要を十分に満たせないと考えられることから、当初の当該控除の未適用月分（既控除と合わせて六カ月）を再就労による収入を認定する月から引き続き控除して差し支えないものです（就労先が入院等の前の

ものと異なっても継続性のある職業であれば差し支えない）。

更に、同様のケースとして次のような場合が考えられます。

中学校・高等学校等を卒業した後就職のために転出したが（保護廃止）、出身世帯の事情等により転出後出身世帯に戻り、改めて就労したときは、新規就労控除の適用期間である六カ月から保護受給前の就労月数を差し引いた残りの月数について新規就労控除を適用することとなります（例えば転出後の就労期間が三カ

月であれば残りの三カ月分が適用期間となる。）。これは、転出後就労していた期間については新規就労控除の需要の対象となるものは、既に自らの就労収入によって満たされていると考えられることによるものです。ですから、転出後六カ月就労してから保護開始した場合は、既に新規就労控除の需要は満たされていることから適用する必要はないものです。

(二) 保護開始時に既に継続性のある職業についている場合であっても新規就労時から六カ月以内であれば、新規就労控除の適用期間（六カ月）から就労時から保

護開始時までの月数を差し引いた月数について適用して差し支えないものです。

同様に、保護を受給する以前に就労していたが入院等のため就労することができなかつた者が再就労した場合であっても、保護受給前の就労期間が六カ月以内であり、かつ、継続性のある職業に再就労したときは、新規就労控除適用期間から保護受給前の就労月数を除いた月数について適用することとして差し支えありません。

なお、これらの場合には、既に新規就労の需要を自らの就労収入によって十分満たされている場合も多いと思われるので、真に新規就労控除の適用の必要性があるかどうかを見極め、機械的に行うこととならないよう留意する必要があります。

また、いずれの場合も、入院あるいは出身世帯の事情等真にやむを得ず就労が途絶えた場合の取扱いであり、本人の身勝手な理由から就労が中断した場合（例えば、仕事に気がいらぬ等の理由によりやめた場合等）には、この取扱いは適用すべきものではないので念のため。

(保護課)